

◀ 減免対象となる障害の区分と級 ▶

障害の区分		障害の級別（障害の程度）	
身体障害者手帳	視覚	1級から3級までの各級又は4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）	
	聴覚	2級又は3級	
	平衡機能	3級	
	音声機能又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る）	
	上肢	1級又は2級	
	下肢	1級から6級までの各級	
	体幹	1級から3級までの各級又は5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級又は2級
		移動	1級から6級までの各級
	心臓機能	1級又は3級	
	腎臓機能	1級又は3級	
	呼吸器機能	1級又は3級	
	ぼうこう又は直腸の機能	1級又は3級	
	小腸の機能	1級又は3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級から3級までの各級	
	肝臓機能	1級から3級までの各級	
	戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準ずる。	
療育手帳	㊦又はA		
精神障害者保健福祉手帳	1級（自立支援医療受給者証等により、通院の事実が確認できるものに限る。）		

（注）障害名が「半身不随」の場合や複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級（上肢〇級、下肢〇級など）を確認します。